

平成27年8月28日

控訴審判決に対する見解

—ビュン師は無実である!!—

弁護士	三木祥史
同	小池由美
同	高松和彦

- 1 このたび、第一審の東京地裁に続いて控訴審である東京高裁においても、ビュン師からセクハラ被害を受けたと主張する元信者ら（以下便宜上「被害者」という）の訴えを認める判決が下された。しかし、これらの判決は、以下に述べるとおり誤りであり、ビュン師は全くセクハラ行為を行っておらず無実である。
- 2 両判決が被害者らの供述を信用できるとする根拠は、被害者らが訴えるセクハラ被害の内容が具体的であること、被害者たる女性が恥ずかしさを殺して被害を訴えていること自体でその信用性が認められること、また一人のみならず複数の被害者らが同様の被害を訴えていることなどを理由とする。

しかし、これはいずれも全くの一般論であり、複数の者がビュン師の失脚を目論んで虚偽のセクハラ被害をでっち上げ、さも真実みがあるように見せかけるということもあり得るのであり、本件は正にそのような事案である。

本件において被害者らがセクハラ行為を主張し出したのは、平成20年5月以降である。その直前に、被害者の一人■■■■が携わっていた経営に関してビュン師に反対されて脱会し、かねてよりビュン師に恨みを抱いていた元教団献身者である■■■■と共謀し、ビュン師を失脚させ本教団を分裂させることを目論み、セクハラを噂を広め、他の者を巻き込んでいった。もう1人の被害者■■■■は、当初は自分はセクハラ被害を受けていないと否定していたが、ビュン師からシドニー行きを命じられて同師に不満を持つようになり、その後■■■■及び■■■■と結びついて、虚偽の事実を主

張るようになったものである。

- 3 本件では、被害者らのセクハラ被害の供述については何らこれを裏付ける客観的証拠は存在しない。被害者らは、いずれもビュン師より長期間にわたり複数回のセクハラ被害を受けたと訴えるが、それを直接立証する証拠がないばかりか、その当時その被害を受けたことを記す日記やメールなどの証拠も存在しない。

ただ、それらしき証拠として、①■■■■の訴える平成19年2月17日の姦淫の被害については、同人が付けていたディボーションノートがあり、②■■■■については、平成15年4月ころビュン師からセクハラについて謝罪を受けたことを■■■■が他の者に告げたというメールが証拠として提出されているが、①については、そもそもこの時の姦淫行為は刑事無罪判決ばかりでなく、民事事件の第一審、控訴審判決もこの日に姦淫行為がなされたことを否定しているのであり、このディボーションノートの記載は全く証拠とはならない。

また②のメールについても、後述するように、控訴審においてビュン師らが提出した証拠によって、その内容が虚偽であることが明らかになっている。

- 4 ■■■■が訴える平成19年2月17日の姦淫の被害については、その日ビュン師の許には■■■■牧師夫婦らの来訪者がおり、ビュン師らはその時間帯には自宅近くを散歩していたというアリバイが成立している。この点については■■■■牧師が当時デジタルカメラで撮影した写真もあり、またそのデジタルカメラの撮影日時のデータが改ざんされていないことが刑事事件における鑑定の結果から明らかとなっている。

このように、この点に関する■■■■の供述は虚偽であることが明らかとなっているにもかかわらず、第一審判決や控訴審判決は、その日以外であった可能性があるとして判示している。しかし、■■■■は、「その日の朝サミル宣教チームの人たちが韓国に帰国した」、「ビュン師に呼ばれたときは妻アイラン及び秘書■■■■がおり、同人らが出かけてから本件被害にあった」、「本件被害の後、帰ってきた同人らも交えて4人で食事をした」などと、その日の出来事に関する具体的状況と深く結びついており、アイランがその前後には韓国に行っていて、上記状況があり得るのはその日以外に

はないのである。そうであるからこそ、■も被害日をその日と特定し、刑事事件においても検察官はその日以外の日の可能性も主張しなかった。このように上記のような姦淫の被害の主張が全くの虚偽であれば、それ以外のセクハラ被害の主張のどこに信用が措けるであろうか。

控訴審判決は、このような明白な虚偽さえも見抜けず、被害者の供述をその本質部分は信用できるものとしているのである。

- 5 ■については、前述したように、同人が平成15年4月ころビュン師からセクハラに関して謝罪を受けたことを元教団献身者■らに告げたとして、メールを証拠として提出している。しかし、同人がビュン師から謝罪を受けたとして供述する状況は、当時の中央チャペルの部屋の構造とは全く異なるもので、その供述は客観的状況に反することが明らかである。このメールも後になって作成されたものであると言える。

さらに、■は、平成15年4月20日、ビュン師から新宿区所在の中央チャペルの牧師室にて謝罪を受ける前、秘書■が同牧師室にて事務仕事をしていた旨主張している。しかし、同日、当時の秘書■の手帳により、秘書■は終日、つくば所在のアガペーチャペルに居り、■の主張は客観的事実に反する。

その余のセクハラ行為については、そもそも客観的な裏付けがない。

- 6 ■や■はビュン師から被害の日を特定していないのに対し、■は被害の日を特定している。そこで、■の主張する日にビュン師が何をしていたかを秘書■■の日誌などにより調査したところ、ビュン師にはそれらの日には用事があって出かけており、アリバイがあることが分かった。そこで、裁判でもその旨を主張・立証したが、第一審及び控訴審とも、その点に関しては一顧だにしていない。

- 7 ■に関しては、そもそも同人がビュン師からセクハラ被害を受けていたのであれば、脱会の際にビュン師に脱会を告げる必要はないにもかかわらず、わざわざビュン師に脱会の挨拶をしに行った上、脱会後もビュン夫妻に感謝の念を綴った手紙を送るなどしており、供述内容が極めて不自然である。

8 ビュン師からマインドコントロールを受けていたという被害者らの主張については、そもそもビュン師は、聖書に基づき「霊的指導者の権威」を説いていたにすぎず、本教団がいわゆるカルト教団ではないことは、刑事無罪事件判決も認めているところである。

被害者らは、ビュン師からセクハラ被害を受けていたとしながらも、日常においてはビュン師に対し親しみを込めた手紙やメールを出していた。また、ビュン師によりマインドコントロールを受けていたと主張しながらも、日常においてはビュン師の命令、指導に従わず、自由奔放な生活をしているのであり、これらの状況を素直に見れば、被害者らの供述が信用できないことは明らかである。

9 第一審及び控訴審判決は、ビュン師がある時期まで、被害者らのセクハラ被害の主張を否定していなかったという点を指摘する。しかし、これも事実と反する。ビュン師は、セクハラ被害の噂が広まった当初は、明確にこれを否定していたのである。

ところが、その後もセクハラ噂が広まり、教団の脱会者が続出してきただけから、ビュン師としては、この事態を收拾するためには、自分が教団代表を辞める必要があると考えた。そして、平成20年12月20日辞任説明会を開き、皆に道義的な責任から謝罪し、辞任するという声明文を読み上げたが、これはセクハラ行為を認めたという趣旨では決してない。なお、この席でビュン師は、■■■■から初めて姦淫の被害を受けたと聞いて非常に驚いたが、ここで反論をすることは会の目的に反することから、一切反論をせずに、そのまま退出したのである。

10 以上のとおり、被害者の供述内容は、客観的な証拠に反し、不自然・不合理である部分が多分にある。それにもかかわらず、被害者らの供述を十分に信用できるものとする第一審及び控訴審判決の判断は、誤っていることは明らかである。ビュン師は無実である。

以上